



朝鮮通交大紀

七

リ 5
4978
7



795	力邊
號 4978	話 / 274
卷 7	卷 7



朝鮮通交大紀卷之七目

光雲院公次

一 寛永八年未年崔船兩譯をして来りて未納價木の事を告し也時禮曹吳翮のありし事

一 此年九月禮曹吳爾微書を復して甲寅年未納價

木退納の事を求めし事

一同九壬申年譯使を遣して甲寅年未納價木の事

を議し也時禮曹金光鉉書ありし事

附此の時禮曹佐郎李時祺方長老に送りし書有り

一此年台徳君薨有りによりて彼國韓崖の兩譯

一を以て来りて弔慰をいたしし事

附譯使をして大君の弔禮をいたせし此の時

一 始まりし事

一同十二乙亥年柳川調興一件落著有りしによりて

唐坊佐左衛門をして調興玄方の圖書を彼國に還

一 送りし事附此の時柳川船を副特送使玄方船

を以て使船と改稱せし事

一此の比裁判有田左兵衛をして議して歳船第五

一より第十七に至り及兒名彦三使船該十六船兼

一 帶と為し事

附此の時兼帶船の事論して愚按有り

一此の比 公五岳の碩學をして兩國文書監修の事

一を請せしによりて此年東福寺隣西堂輪番と

一して始て我州に来らきし事

一同十三丙子年彼國信使をして我國昇平の賀を

致せし之事附日光拜廟之事此時よりして始りし
事

附此時日光拜廟之事其時の裁判有田左兵衛
記に見し之事并此時我國答書別幅の

事附朝鮮國賁來せし別幅の事何れ

愚按有り

一同十四丁丑年彼國女直の變ありし之事

一此年彼國耕牛を我州に求るの事ありしに
よりて戸曹判書其事を論せし創有りし之事

一同十六己卯年吉田藤右衛門をして貿易の事を彼
國に告らせしによりて東萊府使姜大遂書を復
せし之事

一同十七庚辰年公又内野藤兵衛をして藥品貿
易の事を告らせしによりて禮曹林壇書有り
し之事

一同十八年己年我國日光神廟成まり純孝
王より顔字を書し廷臣をして詩を賦
せしめて以て送らせし之事

一同十九壬午年四月 彦七彦満の兩兒名圖書同
しく送りしによりて禮曹李基祚の書有りし
事

一此年東武藥園を置きしによりて藥種を求む
し事

一同二十癸未年彼國通信使を渡して 嚴有君降
誕の賀をいたせし事

附此時我國答書別幅有りし事并儲君
禮物此時に始りし事何きも愚按有り

一正保元甲申年耶蘇の事を告らましによりて
禮曹李行遇書有りし事
一同二乙酉年去年彼國廣東船を搜り送りし
を謝せし事

附 彦判使此時に始りし事愚按有り

一同三丙戌年釜館修治ありし事

一此年彼國前年我越前の漂商を送りしを謝
せらまし事

一附此の事愚按あり

一慶安元戊子年始て参観の事を彼國に告らき
の事

一此事彼國周急の贈り物有り一の事

一附後萬治二年周急の事并此の事論して

愚按有り

一同二己丑年純孝王薨せらき一によりて公嶋雄

權之助をして弔慰をいたさき一の事

附弔禮使此時に始り一の事并此後弔慰の

事愚按有り

一同三庚寅年吉村彌左衛門をして顯仁王即位の賀を
いたさき一の事

附上表の事并我州の書に日本國臣と書せらる

の事并中國の年號を用ひらきたり一の事

附朝鮮國王を皇帝陛下と稱したり一の事

何をも論して愚按有り

一同四辛卯年佐護式右衛門をして公作米を約せらき
一の事

附後萬治三年公米増加有り一の事并年限

の事附公作米約有りし主意の事何れと思

按有り

一明暦元乙未年彼國通信使をして嚴有君の繼位
を賀せし事附此時禮曹金尚書をいたせし
の事

附此時朝鮮國王額字を送らきし事愚按

有り

一此時國書有りし事

附我國答書別幅有りし事并此時彼國石

一 天龍院公 疏黄を求めし事何れも愚按有り

天龍院公

一 萬治元戊戌年移館の請有りし事後延寶元
癸丑年此事成りしによりて禮曹李殷相書有り
し事

一 古きより先寛文十一年亥年津江兵庫此の一
件にありて東萊に入りし事有り時禮曹金益
書をいたせし事

附此時我州答書の事并移館の求め有りし事

慰の事 附此事彼國の主意を論せし之事
何れを愚按有り

一寛文七丁未年偽船の事を彼國に告らきし之事

一附同ハ戊申年禮曹南龍翼書有りし之事并

一附同十庚戌年禮曹曹漢英書有りし之事

一附此時参判使を遣きし次第の事并彼國潛商

一を禁むるの主意我國と同からざるを論せし

一の事何れを愚按有り

一天和二壬戌年彼國通信使をして来りて常憲君

一の繼位を賀せしむるの事 附此時朝鮮國書有りし
の事

附我國答書有りし之事并日光上野増上寺

一参詣此時より停めらきし之事

一此時我州信使と約條を講せらきし之事

附破船殞命の事論して見へたり此事後正

徳六年破船殞命の兩使を渡さきし之所

一に参一考一きの事愚按有り

一同三癸亥年榜文を州梁館に立らきし之事附

此の事愚按有り

一 此年平田齋をして往て講定の事ありし事

附我り使船超海の時邊官譯官出て迎るの事愚

按有り

一 貞享元甲子年我朝使をして大妃の吊慰をい

たされし事

附大妃の吊慰此時より始りし事

并後元禄十四年中殿の吊慰をいたされし事

一 此年胤子 右京圖書を請まじし事

附此の事愚按有り

一 同二乙丑年 右京圖書の事を以て東萊府使高川

平兵衛に復せし書ありし事附以前彦七彦満の

兩圖書を送りし事并此時東萊府使李阮書

有りし事附朴安の兩譯私書ありし事何せ

し愚按有り

一 元禄二己巳年彼國参貨の貿易を閉たりし事

事附禮曹姜世龜書有りし事

一 此時彼國韓國安等参貨潜商の事有りしに

よりて死刑に處したりし事附東萊府使朴紳
書ありし事

附此の事我州各書の事愚按有り

一同十一戊寅年元字栗の事を彼國に告らまじし
によりて東萊府使趙參東書ありし事附此
書より先き、程鉉の事を彼國へ告らまじりし
の事愚按有り

附此の事愚按首國書を時

朝鮮通文天紀卷之七

光雲院公次

寬永八年辛未明正院御宇明の崇禎四年此年崔
承雨譯以て来りて未納綿布の事我告し玉時禮
曹參議吳翮我々州に送りし書あり左に記す

朝鮮國禮曹參議吳翮奉書

日本國對馬州太守平公足下

新秋戒候緬惟動定珍衛碩係匿る往歳未收綿

布事在久遠而國家為嘉貴島誠歎已許追給理
當逐旋准副第以今歲早魃為災五穀皆焦木花
尤甚蔀屋窮民將以供杼軸之用此實留館諸人
所共慘暑按暑當白也今年歲船雖罄竭公私自
當例按此字上應副至於往年追給厥數不貲其
中留館歲遣第一船特送第一船當令拮据侑給
其他船則值此荒年絕無侑辦之地須待豐稔退
給如已已舊例此雖出於事勢之不得已然使饋
船既來而空還其於主義按此二字恐之義豈勝
當作客主

媿棟仰恃睦隣厚誼專差布告不宣崇禎四年七

月日

和文

往年未收綿布之事久遠に有りと云々と朝廷貴島
の誠意を嘉して此を我追納る事我許るの理にありて
次第に納を送るを但今年早魃災我亦たを以て
五穀皆枯き木花尤甚し此を館に留る諸人の見
る處也當年條に至りて勉て此をを送るを往
年の未收の如きハ其の數甚た多し盡くに辨しがた

但其中館に留る歳遣第一船及壹特送船ハ力を
盡して此きに給るべし其の他の船に至たりては姑く豊年
を待ちて追給する事己己の舊例の如く候なり
按己巳寛
永六年也
これ時勢の止む事を得ざるに由といふこといふ今貴
船を以て既てに來りて宜しく返らむ媿悚の至り
に堪へた仰ひて隣邦睦くせらるゝの厚誼を恃まは
に使と専らにして此意を布くのみ

此年九月禮曹參議吳爾徵書を我州に復し甲
寅年未納公木其の年荒小よりて再び年を延

乞納を償ふ事と求も也其の書左に記す

朝鮮國禮曹參議吳爾徵奉復

日本國對馬州太守平公足下

華槓疊互辭意鄭重良用傾慰來船審係甲寅枯
特送給綿木豈不欲依約備送而唯是大旱木花
被災為甚該送綿布厥數頗多未易準備日者詳
具其意既申復書須加寬諒容令退年追補幸甚
幸甚不宣崇禎四年九月日

和文

累りに華翰を惠する今送る處船甲寅の條に係
るとき按二甲寅ハ慶長十九年也誠に約の如く其綿布を退
給する事を欲せざらむ也但大旱の由を以て木
花災を被る事尤甚なり且其の年條綿布其の數
頗る多し今未だ辨し易う近比詳々に此の意
を布り幸ひ其の期を緩くし年を延へ以て退
納る事を許し事を賜へ

同九年壬申明の崇禎五年此年彼國の再ハ譯使を
して甲寅條綿布退納の事を議せしめむと計りし

也時禮曹參議金光鉉我々州に復せし書有り左に記
原

朝鮮國禮曹參議金光鉉奉復

日本國對馬州太守平公足下

飛航過海好音候至就審淹泊江郊與居若序殊
慰瞻係之私上年亢旱木花大無各船應給公木
無申辨出本道監司啓陳此情朝廷擬差一譯致
書載下量年限以紓窮民之急留館諸人目擊心
慘停捧甲寅欠木為寢差譯之行及至歲終方伯

又啓_下道内列邑杼柚一空尺布莫_レ供年例公木亦
難_レ應_レ辦_レ之_上狀朝廷再_レ申_レ前議方擬具書遣_レ官要_下將
諸船該給例木雖_レ未_レ盡善姑勿_レ黜退_レ以待_レ登_レ稔_下然
後乃復_レ舊規_上而隨聞大旆未_レ旋延行到_レ今風便遠
徹_レ專_レ价_レ遽_レ届益信_レ交_レ義_レ之_レ隆_レ孚_レ誠_レ之_レ篤_レ寧_レ不_レ感_レ荷
即念鷓尾東風_レ田島有_レ期彼此_レ聞_レ問將_レ自_レ此源々
凡百議安不_レ患_レ阻_レ濶_レ翹_レ甚_レ翹_レ甚_レ不_レ宣_レ崇禎五年三
月日

和文

飛船互_レり書_レと惠_レまる_レ上年旱魃_レの災に_レありて木花全_レく
無_レし各船の公木此_レきを_レ辨_レするに_レ申_レあ_レり本道の監
司此事を啓聞_レなるに_レありて朝廷譯使を_レして書を
以_レた_レし姑_レく其の年限を_レ延_レべ_レ以_レて窮民の難を_レ緩_レく
せむと_レ欲_レして館に_レ留_レるの諸人親_レしく此の災を_レ見るを
以_レて甲寅條_レ追_レ納の綿布を_レ送_レる事を_レ停_レむるに_レありて
朝廷其の譯使を_レ差_レするの事を_レ止_レむ_レ歲_レ未_レに至_レるに
及びて_レ兼_レ府又_レ其の年條の公木辨_レし易_レから_レす
を_レ以_レて啓_レせり_レこ_レを_レ以_レて朝廷又_レ再_レひ譯使

を以て年條公木姑く其の好からざるを除き去る事
亦くこきを信取し且豐年を待て舊規に復せむ事を
議せしめむとして又大旆東武にありて未だ還らざ
る事を聞くゆへをもつて未だ譯使を差在るに及
ばず却て專价を以たさる、事を蒙まり誠ニ感荷
の至り也すりておとふ還旆の期まよりに遠りり
さう百一凡百の事相議して其の安らある事を
得む事を喜ぶのこ

按、此年三月禮曹佐郎李時祺方長老

一復せし書略、昨歲亢旱百穀焦卷木花尤損
各船應給公木無由辨出監司啓陳其狀朝廷
議差一譯致書干將要退年實民待辨完給通
因留館諸人皆言中今年木花大無衆所目擊甲
寅公木自當停捧中必差官廢書遠涉上本國嘉
其意遂寢差譯之行一暨乎歲終民皆赤立尺布
莫供官無貯儲甲寅通木雖得停捧年例公木
亦難辨一方伯申控甚於頃日朝廷再申一前議
方擬遣官致書不科來書見詢乃及此際唯足

下深思方便待太守到日周旋議安凡諸船該
給年例之木雖或未盡中渡姑勿點退以待登
稔然後復常則隆善隣之義蘇與國之民休戚
與同之美曾在於此著勅我無替幸甚といひり
此年 台德君薨朝鮮韓愈知崔判事をして来り
て吊慰を以たさしむ

按彼國譯使をして来りて 大君の吊礼を以た
さしむる此時より始まる

寛永十二年乙亥同しき御宇明の崇禎八年

朝鮮純孝王十三年此年三月十一日柳川一件落
着せしより唐坊佐左衛門をして調興玄方々圖書を朝鮮
に還させたり時裁判有田左兵衛彼國をして再たひ其
の兩圖書を送り給せしめむ事を圖りし一翌十三年三
月禮曹各議趙緯韓書を送りて委致調興輩所曾
受圖書版章上姑為收領但次官 按此の時禮曹 公に
復せし書に不意横逆
之端出於僚貳といひし又次官の 以下交贄有素替受
儀也各仿といふ此の意なり
之人應襲此例更談責島後信別議區處也といひ
いり公其の事を東武に訴へ柳川船を副特送

玄方船を以て斷使と改号し同十七年庚辰始て兩送使を渡さきたり

此時左兵衛洪同知李判事等相議し寛永十四丁丑年に至たりて歳條第五船より第十七に至り二三特送及彦三船減拾六船給ひて兼帶とせし也

按此の事裁判有田左兵衛記録に見たり名一考ふべし

又按此等の事我州城以ていふに策の得たるにあらざる也此も他日よりて歳船を減するの始

をひらくありといつし凡兩間の事其の一時の
小利害によりて彼ら奸計にあざむき輕しく舊
約を改むべからざるあり

此時公五岳の碩學をして兩國書契を監修せしむるの請あり此年十二月東福寺璘西堂鈞命を奉り始て我州に來きり

按此の事寛永十三年信使録に詳也

寛永十三年丙子同しき御宇明の崇禎九年朝鮮純孝王十四年此年朝鮮任統金世濂黃

原を以て未りて昇平の賀を 大猷君に以たさし
む此の時 鈞命して三使をして肅拜を日光山
にたさしむ此年十二月十七日公三使と同しく江
戸を發し同廿一日登山有り信使拜廟の事此の
時に始せり

ハ按ニ裁判有田左兵衛記録せしに此の時信使日
光島詣の事仰出ありしに兼て朝鮮國王へ
告らきし事と無く今日我等に仰ありとて
前例無きの事敢て仰の如くしかたしとて三使

此を肯ざりしや其の事を 上聞有りしに
家康公御治世有りしを以て朝鮮に以たりては
安泰を得し也此の由を以て此度日光へ帛詣
せしとふさば三使にありて其の答あるべから
む此の旨傳ふべきの 上意有り堀田加賀守
公に私せらきしに此の事三使若し 詎意の
如くせざるに至りば一行の人を人と朝鮮へ
歸さるまゝ又彼國に御書あされ異儀に至る
事あらば 御馬出さるべしと有りしや

公其の事を私に左兵衛に諭し、洪同知と同
しく上意を傳へしむ。又左兵衛に諭して三
使を肯事あらむに直に信使に對面あらき
是非を極らざる有り。左兵衛其の直に對面
あらむ事姑らく然るべからざるも、水滸
寺に馳至り、洪同知に尋たりしに、信使此の事を
に朝廷の仰も無く、又前例あらば参官いたはま
きに決せし也と答し、左兵衛再び同知に告て
此度の事公儀らく思召らむ。三使終に 談

意を奉承せらる事ふくむ。我太守にあつて
此の事いり、復命あらきむ也といひて、又其の直に
三使に對面あらき是非を極らざるきの由を詳に
諭し、且我界しといふといへど、身兩國裁判の職た
り、今も大事に至り、ふ兩國の和又よりて破
るべし。貴邊にあつては兩國通交無事を以て
其の職に居るときは、其の責。又我とひと、今
再び此の曲折を三使にもふし、終に従ふ事無
くむ。我貴邊と同しく、即坐にして命を果に

一、期今日に極まりといひ、一、洪同知又其の
始末を信使へ一、ふせ、一、時三使一所會合して州
守かく難儀に至らせ、一、兎と角と諛意にまうた
下、一、但宜しく此の事を回翰にあう一、と
有りて事濟たりと同知出て答、一、内へ左兵衛さ
あらば三使の直答を承い、一、といひて同
知と同じく信使の前に至り、其の旨を承り、一、洪
同知と同く、一、公にふ、一、漸くに其の事
成たりと見えたり

又按、一、此時朝鮮國書考、一、かうた我々國答書
に曰、日本國源家光奉復朝鮮國王殿下聘价
遠馳禮意益敬見書就審慶我治平贈其物產
依數領之懇款深切慰悅殊甚爰聽義成調興
相訟則有偽造書印者、一、革正糾察為貴國早聞
知而今改往自新至此誠可也交道有義不渝
舊約彼此之好也、一、有小信物附使价還、一、空下、如列
幅檢領、一、餘冀亮察不宣、一、寬永十三年十二月二
十七日日本國源諱別幅撒金六曲屏風貳拾

雙銀臺子貳飾綿衣伍拾領整

又按此時朝鮮國王別幅此年信使録に見へ
たり考として左に記に大卷十足黄照布三十
足油布三十足白照布三十足黑麻布三十足
虎皮十五張豹皮二十張縹子十足人參五十
斤彩花席二十張黄毛筆五拾柄油煤墨五十
笏青皮三十張黄蜜百斤鮫皮百張清蜜百斤
色紙三十卷俊鷹二十連駿馬二足鞍具計

按此の後信使の来た朝鮮國王別幅の事
信使録に見へたりとごとく記に於て

寛永十四年丁丑明の崇禎十年朝鮮純孝王十五年

此比彼國女直の變有り公書を禮曹に以たり其の
事定を賀せらきたり禮曹參議崔世衍書を復し
て本國向被金兵使疆而講和退去今已寧謐と

い

此の年朝鮮耕牛を我州に求むるの事有り是を
を議及ぶの劄南坡集に見へたり以て彼國の情
を見つゞ其劄左に記に

戸曹判書時劄

伏以馬島賀牛事備局陳其不便而聖批不允今
將委遣倭譯非但臣愚有所過慮國人皆以為不
可伏願聖明少垂矜念臣竊聞對馬一島壤地褊
少牛畜不繁島主雖欲應副其勢未由而一自昭
長老出來之後按昭當作昭謂此時召長老自東福寺來任中以前也島中大
小事無不報知於閔伯按閔伯持軍之稱也我今此賀牛
之事閔伯不許則見侮多矣若或快許而優數許
送以大官稱為國使而願來則船隻格倭其數必
多應接之難有不暇顧而彼若慮有德色欲為上

京或發他請則處置實難且耳目多則聽聞亦廣
國中之事無微不聞而亦不無啓釁之端矣若或
優送牛隻於馬島使我載運則以何船隻以何格
軍搬運於重溟之外乎况人情施而不見報則怨
怒生焉彼若以千百之牛送之而責德於我則以
我國物力何以報之彼國最愛我國花馬每以送
饋求買送牛之後責報耽羅之馬則當何以處之
耶此亦不可不慮也夷狄豺狼遠之可也豈可與
有無相資財畜相通者乎古之帝王謹華夷之辨

嚴内外之防豈非後世之明鑑乎且日本牛隻其
体甚少雖已齡老無異我國之童牛其國之俗不
以牛耕云設令此牛朝而出來夕而耕田與異類
通財用固非長算况無用於耕犂者乎凡事雖有
後弊目前有大段利害則容或為之此事無大利
而或有後患莫如不為之為愈也伏願聖明下詢
廟堂更議處置幸甚

和文

今倭譯をして耕牛を對馬に求むるの事備邊司

其の不便を陳して未だ此事を聽く事を賜はる臣竊々に
聞く對馬の島たる土地偏小にして牛畜多からぬ島主
我り事と乞に應せむとを欲たといふとも其勢たのつ
から致しかたらうむ且召長老の馬島に出で来りしより
島中の事大小と無く皆関伯に告報せむといふ事な
し今此牛を質の事関伯よりこれを許さむ時徳
小侮辱を外國に取て又或は快くこれを許し優數に
出さ送り大官を以て國使と稱し此事を領し来りし
ぬハ船隻格倭其數必は多からむ但應接の甚難き

のこにあらず彼を以て勞としてよりて上京を求
め或は他の請を發せば實に其の處置にかたからむ且人
耳目多き時に見聞又廣く今多くの人數をして入來り
我國の事微細にいたつて皆此きを聞だといふ事無う
らしめばおぼらぐ兩國間事を生ずるの端たりむ或
は彼を牛畜を馬島に送り我國をして之から此を
を載運せしめば又許多の船隻水夫をして此きを
滄海の外に載運する我國此きを能せむや且我
を彼に施して彼を我に報ゆる事なれば必

に此きり怨怒をいたはれ此き人情の常也今彼を千百
の牛を我に送り我らこれに報ゆる事を求しめば我ら
國物力果して能く此きを辨はらむや彼を我國の
苑馬を受し毎に價を送りて買ふ事を求たりと牛を
送るの後我をして報ゆるに耽羅の馬を乞つてせしめば
又如何して此きに處せむ大抵夷狄禽獸の如く宜しく
此きを遠ざくべしとて此きと有無財畜を通ずる
の理あらむや古の帝王中國を内に夷狄を外と
し彼をして敢て我を侵す事あたはざらんむ

るもの誠に後世の明鑑たり且聞く日本の牛其体甚
だ少き也其の老牛といへとも我國の童牛に異ある
もの無しよりて日本の俗牛を以つて耕するたと今此牛
をして朝にして出り来り夕にして耕さるると異類と
財用を通する既に長策に何ら反らざるもや其の耕
田に用ゆる處無きをや凡事後日に弊ありとい
ふとも其の目前に有て大利害有るもの、或は
姑く此きをあたへし今此事の如き既に大利あるして又後
患有り此きをせざるのまきたるに志らば願くハ聖明更

に朝廷に議し宜しく此きに處せむ事を圖すべしと大
寛永十六己卯年明の崇禎十二年此の比越國南蠻
船来りたり高唐を禁せらるるによりて 命トて
蠻船を除くの外廣く異邦の商船を引き其の貨物を
通行せらるる 公事におひて吉田藤右衛門をして書を
萊府にいたし其の藥品糸絹優數に出し来たり質
易せむ事を求めらるる也時東萊府使姜大遂我
り州に復せし書有り左に記す
朝鮮國東萊府使姜大遂奉復

日本國對馬州太守平公閣下

貴价鼎来華緘隨至就審貴國治化休明執事起
處迪吉何慰如之抑邪枉正乃經邦之大要若非
大君政令之嚴何能臻此益用欽歎不已示来質
易一款謹即轉達朝廷盡心應副而其非弊邦所
產者勢亦未由来使想能詳報也餘冀天寒順序
自玉不宣崇禎十二年十一月日

和文

辱以華翰承示邪を抑へ正を扶くる國を治るの大

法也大君政令の嚴あるにあらざるは能く治るべからず
誠に欽嘆して止まらざる也示に處貿易の事朝廷心
を盡し其の求め副りむ但弊邦の産たる處にあらざ
るもの其の勢方なむたき事あるのよ来使想ふに能く
詳々に此の意を達せむ

翌十七年庚辰 公又内野藤兵衛をして其の葉
品出質の事を禮曹に請せし也時禮曹奏議林
憚我州に送りし書有り

朝鮮國禮曹參議林憚奉書

本國對馬州太守平公閣下

律向深緬惟榮衛萬相慰僚殊切貴价所懇各
藥料有無相遷彼此兩便而第緣本國民間素
採藥販賣之處止於各種所產之地土民隨時
採以供公私之用故國中藥材常患不足矣向
盛教重達至懇就令商賈措辦若干材料兌換
互市之日者不欲孤賢太守顯望之意也然惟
島指定求買之數則決非本國物力所辨出而
可定為年例恒式也茲未盡副媿嘆殊深餘在

便詳悉此不縷及統希崇照不宣崇禎十三年
一月日

和文

价を以て求る處各種の藥品貿易の事此を誠に彼
便ある處たり但本國各種の藥品其の産するの地
わけて土民其時隨に畧此を採り以て公私の
に供するに過ぎず曾て藥を採り販賣するの事
一を以て國中の藥材常不足らざるを患ふ
に盛教に違ふ事を重むし姑く商賈を以

て若干の藥材を求め開市の日において此きを交
易せしむ然し貴島請ふ處の定數に至りては決して
本國の能く辨る處にあらば此きを以て年例常
式と爲る事あらば今盡く其の請ふ事あたは
ば亦に愧嘆にたへざるの之餘回便に詳々にせり
以て委しく及した

寛永十八年辛巳朝鮮純孝王十九年此年日光
神廟成り命して朝鮮國王の額字を求む
純孝王より日光淨界彰孝道場の八大字

を寫し且廷臣十人をして詩を賦し以て送らしむ
の按朝鮮國王額字を我日光に屬むるの事此
に始まじり

寛永十九年壬午明正院御宇明之宗禎十五年
純孝王二十年此年四月胤子彦備の圖書を送せり
此時彦七彦備の兩圖書同く許せし也按此の書
實録に詳也又後大衍院公彦子時禮曹參議李基祚
代圖書の所考考べし
公に復せし書有り左に記す

朝鮮國禮曹參議李基祚奉復

日本國對馬州太守平公閣下

緬承華棧備表示意深慰深慰各般接待之規自有
有流系約條今難輕改至於圖書亦宜換送而弊
曹既體遠誠且喜新慶啓履詳允新舊圖書姑許
並還此一時特施之恩非他日可援之例貴价茲
冒險遠來實多跋涉之勞而館穀不能稱情此為
可愧耳土宜薄略莞入幸甚書不盡言想垂炳亮
不宣崇禎十五年四月日
按善隣通書此一時以
下至之例十四字作此
一時特念之事也時施之恩非他日可援之例也
十字又汎注云本書削去十二字誤四月作五月

亦非

是
和文

華翰を承て備に示意を悉せり歳般接待の事
自から舊規有り今輕く改たぬ難し圖書に至ると本
換へ送らるへ但弊曹既てに遠誠を体し又新
慶を承らるより啓聞し新舊圖書姑く並ひに還
一在事を許せり此是時の特恩他日の例を援
くべきにあらば貴价遠く来り接待其の情に
稱ふ事あたはば以て媿べしと為るのこ

此年六月 公書を禮曹に致し 此比東武新藥園を
置きしにすりて藥品を求めらるゝの事を告ぐる禮曹
為議閣應言書を復せし略所求藥料種類亦
一若其唐藥及曾未見聞者雖欲奉副勢亦未由
至於本國所產可得之財敢不如此示といひし也
寬永二十年癸未同一き御宇明の崇禎十六年
朝鮮純孝王廿一年此年朝鮮尹順之趙綱申濡を
して來たりて 嚴有君の降誕を賀せしむ
按之我國答書左に記は此の時朝鮮國書考

ふから日本國源家光敬復朝鮮國王殿下
專价云到舊好益深者書具審賀我有祚胤之
慶遠修嘉儀其所遺方物如數收之禮意之至
欣歡猶甚且自撰祭文遣价于日光山敬祀東
照大權現呈親筆之太字備寶鐘瓶爐之供何
不答其款誠亦可感謝其交際恭敬之志永
以為好則不亦善乎价還附土物當下依副幅被
檢取餘布亮鑿不備寬永二十年八月三日日
本國源諱別幅貼金六曲屏風貳拾雙撒金蔭

繪臺子伍飾撒金蔣繪書棚貳箇撒金蔣繪廣
蓋壹拾箇撒金蔣繪衣桁伍架計

又按朝鮮國王儲君に禮物有りし事此の時に
始まり此の事後正徳辛卯信使の所条一考ふ

正保元年甲申後光明院御宇此年正月 命して

耶蘇の事を彼國に告む同四月 公此の事を告

らまたり時禮曹系議李行遇我州に復す書左

に記す

朝鮮國禮曹系議李行遇奉復

日本國對馬州太守平公閣下

專价鼎系續持信書申言蠻船伺捕事懇懇至此

殊極驚怪我國之於南蠻海道相左隔越萬里外

自前代未聞船舶往來至于我朝謹守疆界絕不

與他國通領本道相接只有貴州而已其或風漂

來泊者不過漢船與貴地而隨即刷送不許暫停

此是貴州所明知也况我國禮俗素嚴不容異術

眩誘近海島嶼空曠之地則邊臣每行搜索務防

盜竊法制亦峻矣所謂里菴南島之名今始聞之
不知所在耶宗妖術惑衆亂民而當其急嫉不
可饒貸者也若果如未示則亦不無我邊侵盜之
虞即已申飭沿海鎮浦兵官踈行瞭候嚴加防備
如有異色目外釣條之船躡入我界島港便即禽
捕綁送釜館俾毋少弛忽也大抵揆諸已往形勢
事情則似無此理既見貴州誠信預敢不著緊施
行統惟盛亮崇禎十七年五月日

和文

爰に高价を蒙むる再たひ告るに南蠻船を伺ひ捕
ふるの事を以てせらるる但我國の南蠻にかけた其の
海を隔る萬里に遠たり前代よりして未だ其の
船舶來往の事あるを聞かば我々朝に至りて謹
て其の界を守り敢て他國と貨を通せず其の
或ひは風に漂ひ來り泊るるの唐船及び貴地の
船に過ずして若し其の漂泊の事ある時は隨つて
此をを搜り送り暫くも停むる事を許さず此を
貴州の明く不知むる所也且我々國礼義を以て俗を

ふしてかの異術の我り民を眩惑する事を許さず
但且海に近き所邊臣を以て常に此を捜り其の
竊盗を防ぎむいなる里庵浦島の名今又始めて此を
を聞き耶蘇の妖術衆を惑はし民を亂る共に惡む事
をあらへきもの也若し果して亦此處の如くむ我
り國にありても又其の侵盜の慮無くむあらざり
て沿海の兵鎮ふ命して此を伺ひ厳しく防備し
若し異様の船我り界に入る事あらば速く此を捕へ
釜館に縛送せしむ但已往を以て此を言ふ時を

今日にありて如此きの事有るべからざるに似たり今貴
州誠信の教を受く敢て預め此を施行せさるべし
正保二年己酉鈞命して廣東船を捜り送りし事
を朝鮮に謝せしむ公亦におひて書を禮曹系判
に以て専ら此を告らる

按に系判使此時より始まはり此きより先き甲申
年廣東船一隻有り彼國珍島の地方へ来りしを
捕へ送りたりしに内耶蘇五人有りありて鈞命
して持て去る事を謝せらる也

同三年丙戌八月倭治使を遣りて釜館を倭補せしむ

按寛永中倭補の請有り此年其事成りし也
此事宗氏家譜に記て遣經營使往朝鮮倭補釜館と見たり經營使の號謬きり

此年 鈞命して越前漂高を轉還せしめ事を朝鮮に謝せしむ

按此きより先き甲申夏我國越前の高三船五十八名漂て樺國の界に入る彼き其の四十

三名を殺して一拾五名を明國に致し朝鮮をして是を轉還せしめたり此年其事を謝せしむ也
慶安元年戊子始て参觀の事を禮曹に告られたり

按此年近來絶へたり

此年彼國白米壹千碩綿布貳百疋を以て我州にいたせり周急の事也

按後萬治二年我州大災の厄有り又周急の事也とて白米參百碩を以たせし也

又按ニ我ニ非意の厄有り彼をよりして来リ惠ク其隣を恤ミ災を救ふの義也但戊子の事今未タ其也一を考一其記録に慶安^慶戊子六月裁判有田左兵衛州に歸るの時禮曹參議柳碩書を太守に以テ一米布を贈ル我州の急を救ふ也裁判心を兩間に盡したるもの也といふハ々の裁判の心を兩間に盡くに不意のこて我々急を救ふべき也といふ如く然リ其説の謬なきもの也

慶安二年己丑清の順治六年此年五月初八日

朝鮮純孝王薨 公島雄權之助をして弔慰せしむ

按ニ彼國我々弔慰使を受シ事此時小始まり我々州の書日本國臣拾遺對馬州太守平諱として送らる彼國禮曹參議各書又我々書式の如く奉復日本國臣云々と認め来して此の後弔慰の書臣の字を用ふるの事定式と成り也

又按ニ此後萬治二年己亥清の順治十六年五月初四日顯仁王薨延寶二年甲寅清の康熙十

三年八月十八日敬仁王薨何ぞし此年に例し使をして
吊慰せらる但己亥年禮曹參議の答書よりして
始て臣の字を略し

日本國馬州太守と認め來せし也

慶安三年庚寅清の順治七年朝鮮顯仁王元年
此年 公吉村彌右衛門をして賀をいたさしむ

一按此時より我州の書日本國臣拾遺對馬州太
守平諱因朝鮮國禮曹閣下上表として書を禮
曹に送りき彼國禮曹參議閣應穹り回書又

奉復日本國臣云々閣下ニ認め來せし也昔三
國の時蜀の鄧芝吳に使せしに表文を吳の君に奉
りし事有り吳蜀の隣好の國にして鄧芝ハ蜀の臣
たり其臣子にあらばして隣國の君に奉表する
の事其例ありといふといへとも天子に奉はるるを表
といふ時の朝鮮國王に有て既に其禮に當らざる
さるべきものにして又臣と書し表を奉らるるの
事我州にありて尤猶與有るべきの事也但此外
我州不時書契日本國臣拾遺云々と書し送

らき彼の返書又奉復日本國臣云々と認め奉
せし事其類ひ多かりし也蓋朝鮮信使をして
我國に來聘せしむるの時其禮曹我々政府の諸公
に書信を通じざるの事今に有て定例たり我々政府
の答書何きも日本國臣位官姓名奉復と有る
の例に準し我州又かく書せられしもの也其の
日本國臣といふは日本國の臣といふの義にし
て臣を彼國に稱するの事ありあらば我々を以て
彼の答書又我々書式に應じて奉復日本國臣

を以て認め奉せしもの也彼我が回書によりて我
州臣を彼書に稱せらるるに有らざるを證はし
抑政府の答書に日本國臣と書せらるるの事少
し今に我々國書に但日本國柳姓諱として國
臣の稱無きあり政府の書に臣の字を用ひら
ざる時國書の体式と相同しきによりて日本
國臣と認めらるる我州又其式ありて臣の字
を用ひらるるもの也但奉表の事に至りてを
其時書契を撰せし入禮式を辨きりしよりく

書式もあらに又表式とも見へざる体を撰べ成し
又身仕本朝志通異域かといふ不埒の言語を
認しもの也但此書体今に有つて既定式たり
改むへからざるべし

又按此後萬治三年庚子清の順治十七年
敬仁王元年延寶三年乙卯清の康熙十四年
元孝王元年何れも此年お例し賀使を送ら
きたり但禮曹の答書庚子年よりして始て
臣の字を略し日本國對馬州太守として

来せし也

又按此きより先き元和九年癸亥明の天啓三
年朝鮮光海君廢せらる純孝王即位有り此
年我州古川右馬介をして賀を致さしむ其
書日本國對馬州太守拾遺平諱誠驩誠拵首
謹上朝鮮國禮曹閣下として略捧方物の語
有り末謹表以聞天啓三年閏十月初四日對
馬州太守拾遺平諱と書し別幅又天啓の年
號を用ひらきたり臣の字ハ無し按此稿古川氏
の家は有り

我州以前の書契或ハ明國の年号を用ひしもの
有り誠に妄作の事也寛永十三年信使録に土井
大炊頭公酒井讚岐守公此事日本第一の間也
朝鮮ハ中國の藩臣にして我國の如きハ開闢以來
紫宸殿を立て年号を定めらる御事あるハ我
國の年号を用ひらざるべきと仰せらる東
福寺隣西堂始て輪番として來りて以來ハ
つきも我國の年号を用ひらざる也理の當然
たり又金誠一ハ鶴峯集を考ふるに古來日本

の諸殿使を朝鮮に送りし時朝鮮國王を稱して皇
帝階下と書せし事を記して自前日本諸殿書
謂主上皇帝陛下惟我列聖非不知正名之為
先而不拒皇帝之號者蓋以拒之則不與僞皇
為敵而關白及為之匹也頃年議臣不審欲下辭
其號而不受以今觀之豈非失計之甚乎といひ
し事許書状にあたりて庭拜を論せし書に見たり
按此の書海樞 其後萬曆四十一年癸丑禮曹參議
録に見たり 柳浦柳川景直に復せし書に且書中有今上

皇帝陛下之語一豈秉筆者不識禮義名分而然
耶我殿下即皇帝藩國王也切勿此等無倫之
語見知也といひ一事有り如此きの類は妄作の甚
しき徒らに笑侮を外國に取るのことにあらざり
識
わきまの也

慶安四年辛卯四月佐護式右衛門成英をして公木
の薦に志のざるを以て李同知洪同知等と議し
て公木參百同換へて白米壹万貳千石たらしむ
毎一同四拾石 按朝鮮十五斗を一斛
とし一斛を壹石と爲り 其の七百多拾

參同餘平木を納すに約定せり

按三後萬治三年庚子 天龍院公裁判寺田
市郎兵衛成般をして更に壹百同換へて白米

四千石たらしむ 該公米壹萬六千石也

按公米
の事或

人以前年限ありしと云ふ謬り貞享四丁卯年訓導
安念知以前辛卯年式右衛門此事約定せしよりして五年三年十
年と順に年限有りし事具に騰して幾度大右衛門に示し彼也此事
分類死事に見たり大抵公作米の事實に彼是の便たりと
いふと又必ず我をして来り請はしめて漸くに勉て姑く許
すが如し以て恩を我に示し且事の容易あらざるが如く為し
子の也彼が在る處に在る毎にかくの
如くある時此の事思ふに又然らむ

又按三近來平木をもつて受納有りし子細彼の國

既に錦花の實のらざるに托していつと亦く正木を納む
送らざりしに此の比我州又公木を以て換へて米と
為し以て民食を資らむと計らきしを武右衛門等
をして相議せしめて公木參百石を以て米と為し
送らざる其餘姑く平木を受て他日又以前如く
正木に復せらむ時全く公木を以て受納せし
しと約定せらむ也此き公作米を主として
かく議定有りしもの也此等の情を以て
あるべからざる也

明暦元年乙未後西院御宇清の順治十二年朝鮮顯
仁王六年此年趙珩俞瑒南龍翼をして来りて
嚴有君の繼位を賀せしむ此時禮曹參議金尚
我り州に送るの書信使に附し来たり考一と
して左に記す

朝鮮國禮曹參議金尚奉書

日本國對馬州太守平公閣下

節届清和通惟興居珍勝慰僚交至朝廷聞貴大
君新承丕緒專使馳賀兼齎扁額御筆及香燭燈

籠樂器用薦大猷院廟堂因兼焚香于大權現廟
堂所以彰貴大君奉先之孝惟願太守諒奉朝廷
和睦之意將護往還克致嘉惠不腆土儀莞留幸
甚不宣乙未年四月日

和文

節清和に至り朝廷貴國大君新たに繼位の
事有るを聞よりて專价をして馳賀し且御筆
の額及び香燭燈籠樂器を持し此を大猷
院廟堂に薦め因て香を大權現廟堂に焚し

む以て貴大君の孝思をあらはす也願ふは太
守朝廷和睦の意を体し幸に將護して往還
をいたさむ事を賜へ

一按此の時國王の額字を寫し送り
來たせし事此の書契に據り考ふべし
此の時信使をたらせし朝鮮國書左りに記に

朝鮮國王李滙奉書

日本國大君

嚮聞殿下新續令緒奠安海宇克綿洪祚其在交

好寔切欣幸茲遣使臣額備賀儀此實兩國同慶
之義也土宜甚薄聊表遠忱惟冀益恢前烈茂膺
休命不宣乙未年四月日朝鮮國王李湜

按我々國答書左りに記す日本國源家綱敬
復朝鮮國王殿下三使遠來交敬愈渥聞緘乃
知慶我繼述治國贈其土宜如數相達款情之
至也且聘三使於日光山奉祭我曾祖皇考之
廟想其感格足以怡悅猶由薦章共介景福信
使還因寄物產當依別幅被領焉餘冀昭諒不

時宣明曆元年乙未十月日日本國源諱別幅太
刀二拾把長刀二拾柄鎧二拾領撒金六曲屏
風二十雙銀臺子飾整

按此時彼國禮曹參判申翊全をして書を信
使に附一來た一石硫黃を買ふ事を求む

鈞命して壹万斤を送らむ復三年丁酉
此事を朝鮮にいたせり萬治二年己亥朝鮮洪
朴兩譯をして來りて其の謝を致せり

按此時出入ありし事
記録に據り
秀ふ

第廿四代 天龍院公諱義真從四位侍從對馬守と
稱一候御時萬治元年戊戌後西院御宇清の順治
十五年朝鮮顯仁王九年 公移館の請有り彼國
甚た此事を難たむせり後延寶元年癸丑洪皇御
識御宇朝鮮敬仁王十四年に至り此事始て成り
時禮曹參判李殷相我州に復せし書有り左記
せり同六年戊午同し御宇朝鮮元孝王四年草梁
館終に落盛せり此間前後十一年を経たり也
朝鮮國禮曹參判李殷相奉復

日本國對馬州太守平公閣下
便中獲奉華絨仍審啓居珍竒良慰良慰移館事
閱歲往復留難到今者初非薄於誠信而蓋由於
理勢之使然洛江以西雖尺寸之間決不可許副
故已悉此意於前後回覆今不必更贅而顧念兩
國以信義相交殆將百年貴州凡有大小陳請而
朝廷之曲賜許施者屢矣其所以眷戀顧庇者至
矣今於茲奉貴州之力請來价之懇訴愈往愈切
則豈無隨便變通之道乎多大浦牧場草梁項等

三處亦在舊館之南設館下碇且皆便好故試令
來价者審自擇則其中草梁地勢最擾從其所願
以為移設之所即以此意分付邊臣而第本道連
值亦歎民方饑饉此時始役勢所不能已與來价
商議姑待來秋如許曲折來价想口申夫館宇之
移設事非容易而朝廷之曲軫而勉副者實出於
垂恕之德意惟願貴州之深體而克念為懋誠信
執禮敬謹要約戒飭行李以為永久無替之圖豈
不休美也哉別紙嘉貺謹啓收了不腆菲儀畧表

回敬崇亮不宣癸丑年十月日

和文

移館の事累年往復今に至りて此を難たむ
るもの、其の誠信に薄きにあらず理勢の然らむ
にありて也洛江以西尺寸の間といふと決して許は
かられ此意前後の回復に盡せり今必うけしと更に
及さば但おもしろ兩國信義を以て相交り係るの既てに
百年に近し凡大小の事貴州請ふ處有る時ハ朝廷豊
許に事を賜ふもの多し貴州の為めに在る厚しと

いびつべーと此事におびて貴州の懇に訴ふるもの
久しくして愈至る時其便に隨ひ變通するの道ふ
るへけむや多太浦牧場草梁項の三處皆舊館の南
に有り館を設け碇を下にあらびに便好也來使をして
此をを擇いむる時其の中草梁項地勢尤も好し
よりて其の願ふ處に從ひ館を移しの所とせり且此意
を以て邊臣に令して但本道連りに必年に値ひ民
饑饉に苦むを以て姑く來秋を待ちて役を初むへ
し此曲折來所願ふを口陳せむ此事容易にあはべ

にあらだして朝廷其の由て勉め從ふもの此を貴州の深
く此意を體たへき處也宜しく誠信を務めて上に
つらふまつるの礼を盡し約條を守り且使人を戒め
て敢て肆まに在る事あうらめ以て永久替事
無きをたむべきものと
此時移館の事 公津江兵庫成太をして又此の事を
請はせしに彼を肯ふ事あかりし一寛文十一年辛
亥八月兵庫其の副官僧玄常等を同しく直に彼
東萊府に送り此の事を訴たり此におびて翌壬子の

年間慰譯金同知鄭判事分來禮曹參議金益吳
在書我州に於て此書を告たり其の書左に記に
朝鮮國禮曹參議金益吳奉書

日本國對馬州太守平公閣下

緬惟炎序興居迪吉慰僖無已惟我兩國相驩今
將百年繫惟貴州接近我南服其所以輸納誠款
交致兩國之情好者終始罔懈朝廷之寵嘉貴州
視以一家良以此也使价之交於兩間而苟或有
蔑禮敬犯科禁者則尤宜下層告戒嚴警責以礪未

討也正官平成太等之來使也朝廷處分已定而
不顧事理之如何唯事強聒亦已不可乃不受書
不歸報以去年八月廿三日突出館門殴打防護
軍卒直抵萊府此豈非大可駭者乎聞出之禁著
在約條不翅若金石而恣意違越乃至於此即令
嚴詞斥退法例當然而朝廷為念平日之和好時
推寬大之德意使邊臣從容誨諭而成太等終不
思悛改乃至成太之身死副官等猶復一向延拖
無意還館已至閱歲之久矣使所請之事而可從

也則後命釜館自可得請如其不可後則雖久留
某府斷無強從之理適以及害於使事差之欲
以是為強迫之計者誠可惡也其種々作橫難
二計至若受朝命任備接之官體面自別而乃敢
逼勒侮辱無所顧忌按天龍院公實錄云先是
某館三月十八日接慰官稱有朝旨上京案右衛
門曰必須新接慰友替然後發程安有賓客未歸
主人先去之理乎我曹雖是對州人使命則出於
朝廷輕侮凌蔑何故乃爾接慰官仰屋冷笑顯若
閭閻案右衛門大怒即起無劍以叱之曰咄果能
上京即接慰官錯愕失色遽言敢不如命二月廿
六日以都奉代為接慰官六月八日乘夜逃去即
提下判奉鎖之一室者累日適金元祥來訪百方

懇救乃放之所謂逼勒侮辱者是也云々案右衛
門者寺田案右衛門也時津江成太為正官副釋
去常都船主寺實是前未有之變且縱其從人換
田案右衛門越於他邑之境此尤其放肆之甚者也夫蔑禮犯
禁有國之所同惡使我國人羞往貴國而若此之
為則朝廷必將繩之以三尺罔或假貸貴國亦豈
有所下曲護來差而任其橫恣乎茲憑象官以布唯
冀一以法活之使約誓益堅而誠信無替焉不朕
別幅備械並希莞領不宣壬子年六月日

和文

思ふに兩國驩を交するもの今また百年ありむとん
貴州我り南邊に近人其の誠をいたし兩國の好を通
はる事久しくして懈たる事なく朝廷の貴州を寵え
視て一家の如く在るもの此を以て也其の使
節の来る苟くも礼敬を蔑にし科禁を犯し事有る
時に宜しく嚴に此を戒しめ後來を警しむ
べきもの也正官平成太等り來り使成る其の事朝
廷の處置既に定りて彼を其の事理のいふむと
いふを顧りたる事無く強て訴へて止む事なく

此を既に不可也且其の答書を受く事無く又歸
りて命を報せし去年八月廿三日を以つて館門より
突出し軍卒を打倒し直に某府に抵る此を誠
に大いに駭くべきもの也闡出の禁著しく約
條にあるもの但に金石の如くあるものあらばして
彼を法を犯して亦に至る宜しく嚴に責め
此を退くべくして朝廷其の平日の和好を
思ふが如くに特に寛大の徳意を推して邊臣
をして緩りし此を誨論さしむ平成太等終

此小此を改る事を思ふは又成たり身死を
に事りて副官等猶一向引館に還るに意
か今既に歳を越るの久しきに至り其の
請ふ處の事をして従ふべからしめ命を釜館に
待つとも其の請處を得べし其の従ふべからし
るに至りては其の久しく某府に留るといふと
決して強て従ふの理なくしてか一向て其の使事
に害たる事ありむ今來使の此を以つて強
て我に迫り其の事を成さむと云ふもの誠に思む

べし接慰の職に事りては朝廷の命を處にして其の體面
事りて重し彼を又敢て此をに逼り侮り辱め顧りみ忌
所あり此を實に前未たあらざる處の變也且其徒人を
縱まらして他邑の境を犯越せしむ此を尤も其放肆
の甚たしきもの也其他に至て未だ一二計り難し夫
礼を蔑に禁を犯んを國を有つての同一く惡を處也
我國人をして貴國に使せしめてし如此なる事ありん
め朝廷必らば此を正に法を以つてし少くも其
を内るは事ありむ貴國又曲て來使の過を護し其

恐るるに任はへけむや、に譯使にすりて以て此意を
布く願ふ、專ら法を以つて此事を治めて其約誓を
して益堅く誠信をして替る事ふからぬは幸甚
、按、此時我々復書に鄙介之閑出豈以下事非面商
無由達誠之故歟、然、後、禮犯禁果如所言敢不
處置以誠待来といふの意を以つてせらむたり
、又按、分類紀事移館の事仰掛らむ、子細其の
比公米滞りしによりて唐坊佐左衛門彼國へ渡りて
其の事と無く館を丸山へ移せと強て難題

てまりて米を渡させむと計りし也其の後公米の事別
儀あらざるの勢と見へりとも初め仰有りしを以つて又
やまれがたしとてかく論じ誥らむと見へたり丸山
ハ彼きり釜山鎮をさしていふも此也此始末分類紀
事に據り考ふべし

、又按、移館の事其の實彼りのり求る處たりと
いへともろく數年の久しきを經て勉めて我々請
應あるが如くせしよハ彼おもらん此を實に
我々のり求る處たりといへども、速、其の請

應しおは怒らくは其成り易き也として又心に任せて
其形便の地を揀び過り請ふに至りむ事をさしに
おひて殊更に成りかたきが如くして數年の久しき
を過し我り力の倦み極まるを待て又論に洛江以
西の決して許さべからざるを以つてし然るして必
しやんに勉て従ふり如くして我をして其の請に應
じざるを以つて幸也として又いふ事あたはざらむ
免角あつひふし我を賺して草梁項へ移せし
也巧ありと在りし但此の事のとあらだ凡そ毎

如此して以て其の力を疲し我おして之から引きさ
らしめたり大抵いひゆる故^{コトヲ}緩之故久之以疲其
力以屈其智の計を用ひしもの也

寛文七年丁未同じき御宇朝鮮敬仁王八年東武
鉤命して偽船の事を彼國に告ぐむ此きより先
き筑前の高伊藤小左衛門と言ふ者を高と議り偽
船を朝鮮に通じ鳥銃刀劍硝黄等の物を載
せ去り連りし潜高したりしに彼國又密に此きに
水引を給し接待を許して意を恣にして往來せし

む甲辰年に至り其の事露ひきしゆへ小左衛門及其の
堂類を捕へ長崎に以たり完問し各本土に送りて
其の科に依り磔斬の典に置きたりありて我州
に命して此きを朝鮮に諭し其の通同の事を
究しめらましに彼の禮曹參判曹漢英書を復
せし略に

往者邊徼之事未即相報以致來教之先及而曲
為推怨不欲追咎於既往喻以霜冰慮在杜漸於
將來實感永好之義還切媿歎之心肝鬲之要豈

不銘佩といひて此きを完問するの事あかりし故翌
八年戊申六月公再び書を送り其の堂類を執
ら此きを刑典に置くの事無く且其の文引無
きの偽船を許し納きたりし事を責らましくい
彼國禮曹參判南龍翼をして書を復して其の事
を謝せし也其の書左りに記に按此の時建仁寺憲
長老加番として我州
に來らま
しあり
朝鮮國禮曹參判南龍翼奉復
日本國對馬州太守平公閣下

尚使復至帶得辱翰且審啓居珍謚慰沃良深示
諭幸意前書未能詳悉致勤再問旃增愧忸往歲
有船來泊我境願賣硫石此是本邦之所不產曾
前求質實貴州之所已知也當其船到之初未思
印契之當驗不加禁斷實由疎漏今承來教雖恨
靡及本來如此歸罪無所此後嚴防其敢少忽業
已申飭墻場一意謹守願以誠義相與之道不容
護前而自外敢盡布之惟執事之諄恕爲昔氣向
寒切冀必重不宣戊申年九月日

和文

尚使又至示以處之事前書未達此書を詳に盡た
事あたはざる益愧嘆にたへざるの往歲船あり来
たりて我々境に泊し硫黄を賣む事を求む是れ我々
國の産せざる處にして且て質むる事を求むとの此
も貴州の知る處也其の船至るの時當りて其の印
契の驗むべき事をおよばば禁斷を加へざるこの
誠に疎漏なり今來教を奉て悔といへども及ぶ事
あり此の事本末如此し罪を歸せざるに處無し但

此後嚴にホキを防の事敢て少しくも忽に死す事
ありむやよりて邊界に令し専ら謹で此きを守ら
しむ其の誠義相與在るの道にありて寧しく前尤
を護して自ら疎く在べからん敢て盡くに此意を布
く願くハ執事の察する事を賜むを

此の事彼きいふ處終に右の如し為し故公よりて前後
の由書を以つて此きを東武に啓せらましに政府
此の書の已往ニあるを以て今必らんし追ひ答め
ん宜しく夫まをして後來を嚴に成るべきの意此を

を彼の國に告ぐべしとふを以つてせらまし故同十年庚
戌 公此きを彼の國に告けらまたり時禮曹各判
曹漢英をして書を復せり其の書左に記す

朝鮮國禮曹各判曹漢英奉復
日本國對馬州太守平公閣下

貴价存至華翰鄭重憑審動定迪吉遠情無任慰
鴻邊徼之事嚴飭沿海官吏一意譏察如有下船
之無印契而來泊者不但身加禁斷皆令拘執發
解庶以絕奸細之路存墻場之防矣今見未書諭

之以貴大君之好意無非左右前後周旋之力善
隣之誼良用感歎申敬之方其敢少忽惠餉珍品
謹已拜領不腆土宜聊表謝忱春序向闌惟冀自
玉統希崇亮不宣庚戌年二月日

和文

貴价重り至る教わらふ處邊界の事嚴しく沿海の官吏
に令して此の後船舶の印契なくして来り泊るるものあ
らば專ら此事を察し嚴に禁断を加ふるものとあらば
こゝに此道を執らるゝ以つて送りいたさしむるは福かどく

ハ奸人の路を絶ちて邊境の防を失ふることある事を
今来書翰に貴大君の好意を以つてせらる此き
皆左右周旋の力にあらずといふ事あり隣を善く片傍
の意識以つて感嘆せり其の軒ね倣いむるの事に
至りて敢て少くも忽に是る事あらむや統て諒
察をさすねがふのこゝ

「按此の時糸織に與らき書ハ東武に有りて
林學士春齋をして此事を製せしめ給ひし
也我州公命を傳ふるを以つて重しとせられ

たり故也。にや別ニ禮書各判ニ與るの書契
を撰して參判使を遣されたりあり

又按ニ彼國密に水引を給一偽船をして意にま
つせて往來をいたさしめたり。の事其の誠信の道
にありて誠ニふへからざるものあり彼まがはる處既に
如此くにして我州あを去きを賣るにいいる誠
信の道を以てして其の通同の罪を究めむと
有り。一かいつて事の情ニ遠かりしに似たり其の
終ひニ落着おかりしもの宜あり但姑く此まに此

の事を論一宜しく後來を警一むべしといふを以
つてして止りて可あらむの事大抵潜商の事兩國
の同トク林示はる處たりといふといへども其の情に
至りては各同トからざるもの有李德馨其の
國王一奉りし疏の略ニ倭館市物初無禁制自
彌中再來別幅商物濫觴無紀上京往返國家
難支仍設法示禁只計米布入館互市其他貨
物無一不有禁利源難塞甚於防川禁令愈密潜
商愈衆此盖由開市禁斷諸物故潜商弊起潜

商弊起故透漏機事之患又因此而作矣昔在先朝平義智始來先王深軫虞慮痛絕潛商而及到東平館昏夜並賂巡邏守直軍士而抵死交易至有_下騰示朝報之說今之倭物倍多於平時而所要在段參虎皮不在於米布米布乃窮民所資而參皮不得救飢寒者也若弛此禁使彼此交易之物盡入開市而峻潛商之法則我民不勞_三抵冒法禁而公同得利倭奴亦免_三分費商物而各售所欲何苦強為潛商而爭陷於重

罪乎潛商既絕則密通事情之弊從可杜矣雖_レ然_レ無_下點名劄簿之舉則往來名數難以譏察其欲_レ收_レ稅者亦非_レ為_レ權利也但要詳其譏察之數也云々_{見前}按此語_と有_子に據_るに彼の國潛商を禁_ぶる_ハ其の潛商によりて倭人_ハ親_シく國事を漏_さす事を慮_ゲ故にして我國此きを禁_むる_ハ銀貨武器を外國にいた_るを患_ひ又我州此きを禁_ぶる_ハ其の開市に碍_はるに由_きり今徳_ハ兩國の同一_ク禁_むる處たりとのい_ひて其

の情の同じからざるを悟らばあやまれり又李徳
馨がひびく如く米布の窮民の頼む處にして冬皮
ハ飢寒の救ふべきにあらず且其の土産して盡し
有らざるもの也以て異國の銀貨に易へて其の
民用を通じ且礦を開きて山林田野を荒し民
力を勞くはの患ありあを中國にありて其の茶を
以て北狄の馬に易ふ此其國の利也といひしが
如く且年を久しく計まば我ハ日に富み敵國ハ
日に困むの事に有り古く一三代聖王仁

義を以て國を建て誠信を以て隣國に交りし時
ハ志があるまゝ管晏よりしておふかたかくいひし
計を以つて良策ありと一以つて國を富し兵
を強くするの習とありし也宜しく其の情を
察し

天和二年壬戌同じき御宇清の康熙二十一年
朝鮮元孝王八年此年尹趾完李彦綱朴慶
俊をして來たりて常憲君の繼位を賀せしむ
信使持し來り朝鮮國書在りに記す

朝鮮國王李焯奉書

日本國大君殿下

倭聘之禮間濶為竊承殿下克鑽洪緒撫寧邦域
休聞遠及抃喜良深茲遣使臣往伸賀儀蓋為敦
結舊好與同中新慶也土宜不腆庸效區區惟冀勉
恢令圖益膺祥祉不宣壬戌年五月日朝鮮國王
李焯

按此時我州答書に日本國源綱吉致復朝
鮮國王殿下聘使遠至禮意鄭重披重具審慶

我繼前業所贈物產如別幅領納懇欵竭誠感
謝無已心交久敬鄰德不孤彌欣世睦茂近天
休秋涼氣爽為國自愛茲寄土品用效遠忱使
還書不盡言不宣天和二年壬戌九月日日本
國源諱按別幅未考

又按信使日光謁廟上野増上寺參詣事此
時より停らざり

此時信使上々官朴同知下愈知洪愈知在して歳
船の外一切別差を停むるの事館門別札の事

左書一示一其の文左りに記ん

一當初兼帶送使無他意也數多送使連續出來
一應接待誠難酬慮故在前使洪知事往復停
當厥後輒稱使者累度送而禮曹付以規外不
許接待者非一非再而貴州猶且不遵約條連
續出送其在相厚之道有不可逼々姑許接待
以至今日者實出一時之權宜而殊非兼帶
講定之本意也此事若不變通則不但東萊府
物力之難支於貴州亦欠誠信矣蓋館中既有

主管裁判之設專為往來幹事則何必別送使
者而後可傳書契也信使時護行深人之領來
所不可無者而至如深人領來則事体與信使
護行有異雖不別送使者固無所妨順付書契
於館司而在我接待之事則當依兼帶送使之
例計授於代官上甚為便當矣

一當初設館蓋為互市亦出於誠信接待之意而
若無設禁限制之事則其流之弊終必濫雜故
講定約條堅如金石且立禁標使不踰越矣歲

久年深漸至墜廢其間小々犯禁不足枚舉而
至於闡出作孽多有可駭之事此則想貴州必
不得一々聞知如之豈無申飭禁戢耶數年
前金知事渡海之時以七件事申明停當矣此按
云七件事我記錄中不載蓋由乎人人不識字
久無慮後之念遂以真正文字一視為無用長物
一覽之後後投諸廢麓因致數
年之後無所信可嘆而已厥後往來之人少
無忌憚此但貽弊於我國其在貴州亦非守法
主和之道自今以後列書七條嚴立制札使館
中之人惕念遵守不敢踰越而如是而猶有如

前橫恣之弊一則自東萊府直通於貴州以為處
置之地宜當矣
右信使書一亦凡之事有るにありて公亮臣
或して約條を書き送らしめて彼を再ひ其
の書稿を草しそを照して書し送り
しむ其の書稿左に記に
一別送使者事或出於事勢之不得已初非有違
越約條之意有今以後一依約條事年例送使
之外不為別送而深人領送一欵不無輕重之

別或自江戶近處次々定差出送則本州領還
之後又有轉報江戶之舉此則似難不送使者
而其餘漂民則順付無妨矣若有不得已告違
事書契送于館守
或送裁判
處可也

一嚴立制札申明約條一事係是兩國應行之事在
前本州非不嚴飭而館中之人不能人人皆喜
間有違越禁令之舉云今後則當依示為之而
貴國亦須嚴飭俾無接待間失當起鬧之弊為
宜矣

右三使書一示之事頗了妙之處有以云云
臣平真幸平成昌橘真重平真賢在
乙約條を書一上々官をして此を三使に致
さむ約條左に記す

示諭弊州別送使者事向者出於事勢之不得
已初非有違越約條之意自今以後一依約條
并例送使之外不用別送而漂人護送一欸不
得無輕重之別若其或流入他郡縣者或破船
殞命之勢有不得不具告者我國有制不敢不

護送其餘漂人則須下一依示順付上

一嚴立制札申明約條事係是兩國應行之事弊
州初非不嚴飭而館中之人不能人々皆善是
以不得無侵禁令自今而後當一依示然則貴
國亦要須嚴飭

壬戌孟冬下辭

和文

以前弊州別差を遣るの事其の事勢のやむ事を得
ざるに出て約條に違ふに意有るにあらば今より

以後專ら約條の如く年例送使の外別差を遣る事
あからむべし但漂民護送の事にかたりてハ輕重の差
別無き事あたはば其の流きて他郡縣に入る上
の或ハ破船殞命の勢もまた告さる事を得ざる上
のハ我が國の法度にあつて各別ニ護送せらる事
あたはば其餘の漂民ハ示の如く順付をべし
一制札を立約條を申へ明らむるの事誠に兩國施
行すべきの事也弊州此を令する上の心を用
ひざるにあらばして但在館の人盡く良善ある

事あたはるるを以て禁令を犯すに至るの事今
より後専ら示に依りて施行すべし貴國にあつて
又宜しく嚴しく其の制度をいたさるべし
按て此より先き彼國人我國に漂到する事
あり他州我州を論ずる事無くいつきと
別差を以て其の度止とに送り還さしめし也
此の時より彼國人我州に漂到する其の船破
壊し乗り還るべからざるもの及び漂入の中死
命有るもの他州へ漂到するに同じく各

別に護送し其外歳船に順付せらるるに約定せ
りよりて此後破船又ハ殞命の事有る時ハ各
別差を以て此をを送らる然るに彼も其
の破船殞命といふハ破船によりて其の人命
を殞溺せしるの事にして殞命又ハ破船と兩件に
分ち立つべきにあらずといひて其の度事に論
談に互きり此の事後正徳六年破船殞命兩
使を送らるるの處に詳に論せしあり参考
ふべし

同三年癸亥四月榜文を州梁館に立らまゝあり榜
文に云

一禁標定界外_レ論_二大小_一事_一闌出_レ犯越者論_以一
罪_一事

一路浮税現拵之後與者受者同施_二一罪_一事

一開市時各房密相買賣者彼此各施_二一罪_一事

一五日雜物入給之時色吏庫子小通事等和人

切勿_二扶曳毆打_一事

一彼此犯_レ罪之人俱於_二館門外_一施_レ刑事

在館諸人若辨_二諸用_一告_二事_一館司直持_二通札_一可_レ為_二
往來者也各條制札書立_二館中_一以此為_二盟監_一者
也

按_二天龍院公實錄_一に此の文を録して又譯官
請_下以_二通札_一字下加以_中以_二於_一訓導別差處七字_上許_レ
之と有り

又按_二一罪_一ハ第一等の罪の義にして死刑を

いふ也

此年平田齋を_レ講定の文字を持_レ去ら

一 山東某府使係系有_レ左記

一 歲遣十五船送使之請雖出_レ於貴州形勢之切迫而第此兼帶當初約定不但十分牢固彼此遵行亦且積有_レ年所到_レ今更變斷然不可

一 魚菜諸物每朝開市自是常例當_レ另加_レ申飭

一 未舩告報漂舩護送當_レ依_レ所_レ示並加_レ申飭

一 館中炭薪當_レ申飭該掌_レ保無_レ闕乏之弊

一 門直人數之加定此是無_レ前之例有_レ難創設而想其事勢必有_レ不_レ獲已者當_レ量_レ宜增_レ數

一 人參製造之弊不待_レ貴州之通示我國固已常

加_レ痛懲者而奸細之輩徒貪_レ小利輕犯_レ邦禁今

雖_レ申飭恐難保_レ其更無_レ此患而亦當_レ別為_レ嚴禁

以_レ革_レ中_レ宿_レ弊

一 十二船求請之物不_レ無_レ推移供給之時一到有_レ未

收之患今則約勿送_レ別使_レ自當_レ更無_レ此弊

一 白米之湍水必是奸吏之所為另加_レ禁斷俾_レ毋

踵_レ前_レ習

一 送使起海時邊將譯官之乘舩出迎自是應行

之例亦當申飭毋得廢墜

按使船超海の時邊將譯官船に乗じて出迎との明探の爲にして我人を迎接するの事にあらず歸船を守護するも又防備の爲あり我を敬むるもつむにあらず我州此の事を志らばして専らりの迎送の式あるを心得し甚あやまりあり

貞享元年甲子彼國大妃の喪あり公使をして往て弔慰せしむ
按大妃の弔慰此時より始まる後元禄二年

己巳大妃の弔慰をいたさき一奉此時に例せし
あり元禄十四年辛巳中殿の喪有り一時又弔礼をいたされたり

此年裁判志賀甚五左衛門をして胤子 右京の圖書を請しむ彼國彦満の圖書を還納して右京圖書を求めらるを俟て鑄送せむといひて其の事成らざりし也

按此の時 光雲院公よりて彦三彦満の刑圖書同く此より許を受らむし例の如く

して兩國圖書同トく受くるの事を計らむたり
しや、彼國古きを争ひしあり

貞享二年乙丑七月古川平兵衛厚中として又右
京の圖書を請ふ此年九月東萊府使平厚中に
復在るの書有り以て其の事情を見つゞし此の
事論議して數年を経たりしと終ひに落着
かりしあり東萊府使の書左に記す

東萊府使復平厚中一書

前日所示兩幅書中右京圖書若是可許之事則

來請之初所當即許何至經年閱歲費此名少說
話乎若必以古例為准島主兒名時圖書承襲後
仍執實也古例而義成既為島主之後其兒名
三圖書義成之母按謂威德院
大夫人也仍為執用義成
亦不得擅便為好言於我曰我之得子遲速未可
預料請姑仍存圖書故我朝廷亦具事關母子不
欲強拂其意因以許之矣其後彦滿之生而不納
彦三圖書而亦請彦滿圖書我朝廷以無理責之
則理屈語塞持彙彦三圖書于館中欲為還納而

亦請於我曰：產滿生於江戶，有寵大君，不可不為。
三為例，不可不加給。公才云：故我朝廷知責島之
意，惟在於公才不欲較其多寡之數，特垂一時之
恩，並給產三產滿兩圖書，而持教于禮曹。日後勿
為例，禮曹承命，撰出書契，有曰：新舊圖書，姑許並
還。此一時特施之恩。他日可援之例云云。我國
今日其可下奪祖宗之訓，而副贊島之請耶？今此書
幅中亦有書契七字，刪去云者，誠可驚怪。當初產
三產滿兩圖書，並給書契，中有下所索圖書，姑許並

給不可援為定例之語。貴島徐座元來言書契中
索字給字不可援為定例等語，顯有島主來請之
色。此書契執改等見之，必有火罪云。故索字給字
則果許刪去，而至於不可援為定例也。七字則改
以下非他日可援之例也。八字其語意比初尤峻，而
徐座元無辭受去矣。今以此謂之刪去，而欲為今
日並受圖書之證，無實之言，豈足多辨我國書契
謄本一在禮曹，一在弊府。今考兩處謄本前後書
契文字，昭如日星，何可誣也。且貴島從前冒執規

外圖書亦已多矣。為舩中副特送三特隻。本是調
興舩以所菴。本是玄方舩。而調興玄方等死後。並
為島主之仍執。按向寬永兩子年禮曹趙緯韓呈
光雲院公書曰委下致調興輩所
曾受圖書服章。上始為收領。但次官以下交贊有素
贊受之人。應繫此例。云此時玄方圖書亦遣納。故
以調興輩談言之也。今如此云者。亦受職入藤永
以當初我強請而得之故也。正等五舩。五人死已久而亦為島主移用。此等
舩隻圖書。若從古例。皆當還收。而我朝廷務從寬
大。並許仍給。今貴島下以曾前之特恩。為感及有
漸次非望之請。歟。強迫至於如此。誠可駭嘆。貴

島若引古例。必欲得右京圖書。本國亦當一遵古
例。先收中副特送以下諸圖書。矣。但還收產滿圖書
乎

和文

前日示在慶の右京圖書の事。其の事をして許るに
べからしめ。其の初來り請の時にあたつて既に此を
を許すべきのと。其の數年の論說を費や。ほ不至る事
あらむ也。且兩國圖書かつて並許の事を執て。以つて
古例也として。今必らず其の例を援むといふ。り

の島主封を襲の後ふを其の兒名の圖書を執り
用ゆるもの又おの古例ありとある也但義成既こ
島主たるの後其の兒名圖書其母仍りて此書を
執り用ひ敢へて還さるるを以つて義成又此書をい
おとすべからん姑らく好言をいたして我ら子を得る
の間姑く此書を許せし我朝其の事の母子にあつ
かるを以つて強ひて其の意にさるる事を欲せざり
て此書を許せり其の後彦満の生るに及て彦三
圖書を還に事なく又彦満の圖書を請ましによ

りて我朝其の理あきを以つて此書を責む理屈い
語塞りやむ事なく彦三圖書を館中に持来り
還納をいたさむとしてまた我ら請て彦満江戸に
生きて大君に寵有り彦三を以つて例あべくらに
公木を増し給せむあまのむらたといへり此にお
ひて朝廷貴島の意只公木にある事を察し其
の多寡を論ぜむ事を欲せむ特に一時の恩を垂
きて彦三彦満の兩圖書並に此書を許せしむ
あらむ又禮曹に命じて日後例と為る事無からし

む禮曹よりして其の書契を撰していつく、新舊圖書始らんと並に還る事を許さるる一時特施の恩他日援くべきの例にあらば我國今日其の祖宗の訓を棄て以つて貴島の請に副ふべからむ又此書契の中七字を削り去るといふ所の誠ニ驚怪せり初此の書契中索むる處の圖書始らく並に給ふる事を許せり援て定例と云べからざるの語あり貴島の徐彦元来りていふ書契中索の字給の字援て定例と云べからざるの語明らかふ島主来りて請

の色有り執政等此を見れば必らば大ニ罪を得むと云りて索給の二字を除き去りて援て定例と云べからざるの七字改めて他日援一きの例にあらざるの八字とせり其の語意初に比するに尤もきびしきと云徐彦元此きを受さざり今其きを削り去るといひて其の兩國書を並受らざるの證とせむ事を計せり其の無實の言辨在るに足らざるの事我國書契寫して禮曹及本府に有り今兩所の寫せしを以つて考るに前後書契の文語日星の明あ

が如く如何そ誣べらむ貴島規外の圖書を冒し
執るもの少あからず歳船中副特送三特使ハ調興
り船にして以酌庵ハ玄方ガ船也受職人藤永正等
五船五人の死在り既てに久し何れも皆島主此きを
移し用ひたりおき等の船の如き若し古例を以つて
せば皆此きを還し收むべしと我朝の寛大を
以つて猶仍りて此きを許せり今貴島其の特恩を
思ふ事無く漸く非望の請有り貴島若古例を引
て必らば右京圖書を得むといふは我國又宜しく

古例に遵て副特送以下の諸圖書を還し取るべし
只に美満の圖書を收むるのみならず也

ハ按ニ彦三圖書

威徳院大夫人此きを執り

用ひらきしといふ事考べからざる也書契中七
字を削り去るといふとの傳へていふ當時誠に
此一句有り我州此きを改撰せしむ事を争ふ
て止まざりしを以つて譯官等中間に有りて前
り去りしと也此兒名圖書の事寛永十九年
及大衍院公の處参へ考へ

又按此の時東萊府使李沆裁判に復せし別書に
島主之子受圖書之例雖出於能滿亦嘗聞能
滿之父身為島主猶執其兒名圖書耶今島主
若還兒名圖書則右京圖書何患乎不得とい
ひしうと我州此の事を肯まざりし故右京圖書
の事終に成らざりし也又朴同知安愈知等私に
書を裁判に送りて第以是滿公送使附諸兼帶
彦滿公圖書持納而請右京公圖書則容有所
可望といひし彼輩やむ事あく此の言有り

しものにて又理に有つて當らざるもの也
元禄二年己巳此比彼國參貨の貿易を閉
たりしを以つて公書を禮曹にいたし其の出
し賀の事を求めらざりし時礼曹參議姜世
龜之州に復せし書有り左に記す
朝鮮國禮曹參議姜世龜奉復
日本國對馬州太守平公閣下
様便帶書具悉冲裕慰沃良深委示參貨一節昨
不知辭意之懇至而事有_下與決難強副者_上人參雖

産於我國本來稀貴曾前許採之時則猶有餘儲
可以推移每當求質無不_下准許者蓋出於善隣之
義也此年以來其種絕少且或有奸民生事之患
不得已嚴加禁防本國藥餌亦患難得後何求覓
以副盛眎惟此人參或許或不許隨其有無非欲
靳惜事勢如此茲孤盛意想惟恕諒斡產雖薄略
申_三田敬_一不宣己巳年八月日

和文

示_三_一、處_三參_一貨_三之_一事其_三之_一詞意_三之_一懇至_三を_一察_三せ_一

ざるにあらず但_三其_一之_三事_一決_三して_一強_三て_一副_三ひ_一難_三き_一との有
り人_三參_一我國_三之_一産_三といふ_一といふと本_三稀_一にして且_三貴_一
と_三此_一より_三先_一き_三採_一事を_三許_一は_三の時_一猶_三餘_一儲_三の_一質_三の_一
べき_三あり_一と_三以_一て_三其_一の_三求_一に_三應_一せ_三ん_一といふ_三事_一あり_三此_一を
隣_三を_一善_三む_一る_三の_一義_三也_一近年_三に至_一りて_三其_一種_三甚_一た_三少_一
且_三奸_一民_三事_一を生_三ず_一る_三の_一患_三ひ_一有_三り_一止_三事_一を得_三べ_一して_三嚴_一
しく_三此_一を_三禁_一防_三を_一立_三たり_一と_三を_一以_三つて_一本_三國_一の_三藥_一餌_三
又_三得_一難_三き_一の_三患_一ひ_三有_一り_三又_一何_三に_一より_三て_一り_三此_一を_三求_一め
得_三て_一以_三つて_一示_三は_一處_三に_一副_三ふ_一事_三を得_一ぬ_三也_一且_三此_一人_三參_一

の事或は貿易を許し或は此きを許さざるもの
但其の有無に随ふものと此きを惜むに意ありに
あらん今事勢如此し終ひに誠意に背く事を
いたはれし幸に察せし事を賜へ
此時彼商韓國安等其の國禁を犯し我州商と
募貨を潜商せりとて國安等を死刑に處し且東
萊府使朴紳をして此の事を我州に諭し約條に
依り同律たらむ事を請し也其の書左に記す
朝鮮國東萊府使朴紳奉書

日本國對馬州太守平公閣下
緬惟鼎茵珍筵頌慰且係仍念兩國潜商之禁條
既立制札約如金石矧今人參比甚絕產其禁尤
重而年前弊邦韓國安等三人見利忘死犯法潜
商既依約條而梟示則貴州潜質之人豈有異同
以此事意前後開諭非止一再而館守謂有所受
終不肯聽當初設禁彼此惟均今日論眾一施一
否斷無是理茲事若出於左右之意以左右信義
之篤紀律之嚴必不令下在館之人冒法禁違約條

潜相交易也明矣而館守之前後周旋至欲藉重
於左右此實左右之所深耻而所深惡者也茲憑
象舌昭陳顛末欲知其言之真贋仍請犯人之論
斷惟冀恕量而回示為肅此不宣己巳年十月日

和文

緬想起居清康刑國潛商の禁なき改てに
此より制札を立て其の約金石の固き如し且
近年人蔘産を絶たむを以て其の禁尤も重
し年前我國韓國安等三人利を見て死を忘

き法を犯して潜商せりよりて約條に隨ひ此を
本集示の典に置人時ハ貴州潜に質子の人其の
此を之罪に置くの事また異同有るべし如し其の
意を以て開諭せると只た一再のたふらぐして館守
命を受ると亦有りといひて敢へて此目を聞かざる
初禁を設る彼此相同しきを以てして今其の罪
を論ずるに至りて一ハ絶し一ハ施をさふかして
此理あらば此事若し左右の意より出といひて左右
信義の篤く法を立てるの嚴ふるを以て必る其

の在館の人をして法禁を犯し約條に違ひ以つて
潜商せしめざる事明らかしされ館守の命を受る
處有りといひて敢へて聞く事なくして重きを左右
に借らむと欲するもの實に左右の深く耻て深
く惡むべき處也亦に擇使によりて畧顛末を
陳して其の館守のいふ命を受るといふもの其
の眞偽を知らむ事を欲し且よりて犯人の論斷を
請ふもの也此事を怒量して回示する事を賜ふ
按此時我州卷書之略：潜商犯禁者依法集

示云此既聞行嚴律至其人募和貨幣州同律
不曉鈞意之所在也人募古来立約通貨近間
不出開市極至欠缺此域内剽用一日不可無
敝邑每歲貢獻東武若一闕則匪翅空歲貢恐
其責及責國通信之和故要令我商隨幣切
實以通貨焉今茲見威教其於募貨也立禁甚
重無弊州所求人俱同罰則實與古條相固之
意大是舛差尋常要令切實今可加誣律我因
前考後則不詳一施同科之理向以募貨一節

呈書南宮則回示謂貴國人券其種絶少或鬻
或不鬻隨其有無不可靳惜按此云云與此時
禮曹參議姜世龜
所答似或不
同須參考乃論得宜感佩良多六年產不常
物有_二多少天造自然也止禁依約如疇昔交易
則於_二其多少更何敢言只冀誠信為主賣來館
地其通貨財全兩國相厚相資之好幸甚且有
り彼國券貨を閉て通行をいたさうめざるの
事誠信の間固に如此あるべからんといふこと
りの潜商同律の文に至りて又我州既に此

きと制札にあがせしもの也此時答書又自
から其の詞を措くの宜しきありと但如此
送くふ事をあはれむは支兩周の事詞令より
重きあり其の詞をよふるの間宜しと謹
しむべきものあり
元禄十一年戊寅此年七月 公書を兼府に
致し我國元字票の銀貨を製はるの事を告ら
きたり 十二月東萊府使趙泰東書を復せり
左に記す

朝鮮國東萊府使趙泰東奉復
日本國對馬州刑部大輔拾遺平公閣下
檄便遠屆華械繼墜就審動止冲裕良用慰浣兩
國交貨寔為匪今銀之為幣貴真賤乃公私所需
以此為率耳目濡染粹難變改而茲者貴國新造
銀幣要與同用質遷之貨不宜異同謹已稟者朝
廷飭諭商賈輩俾令通行以博利源而劣品加數
物理則然矧有約條豈患緯繆第更幣之舉不輕
而重始苟不復終必滋偽而冀黃國另加申飭統

希自珍仰惟照亮肅此不宣

和文

遠く華械を得たり兩國貿易の事由來既に
久し其の用ひ來たるの銀貨今粹々に變改し
貴國新幣を造るを以て向しく通行せしむす
て朝廷にもふし商賈輩に令して以て通用を
いたさし不但銀色以前に用しからざる時ハ其の劣
數を増し加ふるよ誠に理に有つて然り此事既
約條有りのづから違却の事ありまべし
按此時

勘定所の契文有り參錄雜貨を論及る事なく定價 但其
の外一百兩正に二十七兩を加給の事をいひあり 但其
の貨を改むる輕事にあらず始に有つて慎む
に終に必だ其の偽を増に至らむ此を貴國に
有つて名列ニ申飭せらむ事を願ふ處の事
に按て此より先き我國八星銀通用既に久して
去年六星銀を改鑄し元字をとりて粟とせら
るより我州橋部判五郎関野甚兵衛をして
譯高に論し此を吹煉し其の分數を知
らむ彼國我々奸私の事有らば如く思ひ

願故必らば太守の書契有りて其の通用を
許さむといひ故我州特に書を致さむ
也東策の書劣品加數等の語轉啓に妨ぐ
る處有るを以つて此等の句を除去らむ事を
請き一也久しく決せざりし故終に此の復書
を受らむことあり

朝鮮通文大紀卷之七

新設... 七... 始... 終... 其... 國... 用...

... 其... 國... 用... 始... 終... 其... 國... 用...

... 其... 國... 用... 始... 終... 其... 國... 用...

... 其... 國... 用... 始... 終... 其... 國... 用...

... 其... 國... 用... 始... 終... 其... 國... 用...

... 其... 國... 用... 始... 終... 其... 國... 用...

... 其... 國... 用... 始... 終... 其... 國... 用...

... 其... 國... 用... 始... 終... 其... 國... 用...

... 其... 國... 用... 始... 終... 其... 國... 用...

